

入札金額内訳書審査基準の緩和措置について【特例】

1 緩和措置拡大の理由

災害復旧工事の着実な執行を図るため、入札金額内訳書審査基準の緩和措置を講ずることとします。

2 措置の内容

① 入札金額内訳書取扱要領 第7 審査基準の簡素化

(5) 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ定める場合

ア 土木関係工事 工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合



〈特例措置〉

直接工事の一式計上（レベル1以上の項目、記載不要）を認める

② 対象工事

・本市が発注する公共施設（林道を含む）、農地及び農業用施設等の災害復旧工事に限る。

この取扱は、令和6年12月25日以降に指名通知を行う工事から適用する。